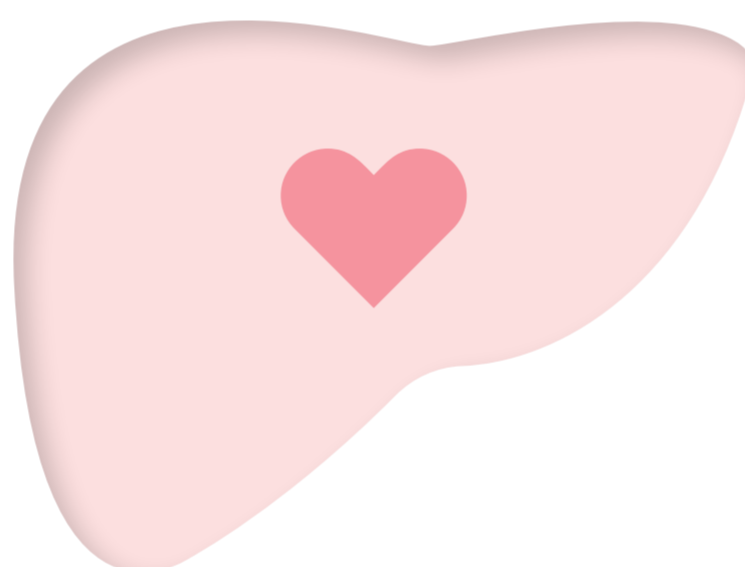


B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。



治療3月目から
入院も
通院も※
自己負担
月1万円

医療費の助成には下記の条件があります

条件1 肝がん・重度肝硬変で入院又は通院※
B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であること等が条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記載してもらってください。
※ 通院は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」に係る医療費が対象です。令和5年度から粒子線治療も対象になります。

条件2 一定額以上を窓口で負担
入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。

条件3 参加者証の取得
条件1、2を満たした月が、過去12月で2月となった場合、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。）に「臨床調査個人票」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

条件4 医療費の助成
条件1~3を満たした上で、過去12月で3月目以降となる高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

